

「ウマバスクールコテージ」宿泊約款

第1条（適用範囲）

1：当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本約款の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2：当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条（宿泊契約の申込み）

1：当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名及び連絡先
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) その他当館が必要と認める事項

第3条（宿泊契約の成立等）

1：宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第4条（宿泊契約締結の拒否）

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 1：宿泊の申込みが、本約款によらないとき
- 2：満室（員）により客室の余裕がないとき
- 3：宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- 4：宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力であると認められるとき
- 5：宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- 6：宿泊しようとする者が、宿泊に関し、暴力的要求行為を行い、又は合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- 7：天災、施設の故障、感染症の流行等で関係当局・自治体により休業・営業自粛要請があったとき、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

第5条（宿泊者の契約解除権）

- 1：宿泊者は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2：当館は、宿泊者が宿泊契約の全部又は一部を解除する場合、別表1に掲げるキャンセル料を申し受けます。

第6条（当館の契約解除権）

- 1：当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 第4条第3号ないし第7号に該当すると認められるとき
 - (2) 当館が定める利用規則に従わないとき
 - (3) 第7条各号に定める事項の登録がなされないとき
- 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、明らかにその責が当館にある場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。

第7条（宿泊の登録）

宿泊者は、ご来館の前に所定の入力フォームに下記項目の入力をお願い致します。

- 1：氏名、性別、生年月日、住所、電話番号
- 2：その他、当館が必要と認める事項

第8条（客室の使用時間）

宿泊者が当館の客室を使用できる時間は、当日午後3時から翌日の午前11時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第9条（ハウスルールの遵守）

宿泊者は、当館の定めたハウスルールに従っていただきます。

第10条（料金の支払い）

- 1：宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、宿泊費・オプション費（食事、バーベキュー、研修プログラム）・消費税とします。※オプション費については、お申込み頂いた方のみのご請求となります。
- 2：宿泊料金の支払方法は、事前にクレジットカード、その他オプションは事前振込でのお支払いとなります。※法人様からの申し込みに限り、後日振込もご利用頂けます。
- 3：当館が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は発生するものとします。

